

令和 5 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 5 年 2 月 6 日 提 出

目 次

報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解について	1
議案第1号 令和4年度東浦町一般会計補正予算（第15号）	別添
議案第2号 令和4年度東浦町水道事業会計補正予算（第3号）	別添
議案第3号 損害賠償の額の決定及び和解について	3

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月6日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 12 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

土地の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 4 年 7 月 12 日（火）、大雨により石浜字田之助地内の町が所有する土地の土砂が崩れ、相手方が所有する土地に設置されていた物置が破損した。

2 損害賠償の額

212,521 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	212,521 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	212,521 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、212,521 円を支払うこととする。

議案第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵による物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和5年2月6日提出

東浦町長 神谷明彦

1 事故の概要

令和4年7月12日(火)、大雨により町道森岡98号線の擁壁が倒壊し、相手方の家屋の玄関等が破損した。

2 損害賠償の額

713,020円

	東浦町	相手方
損害額	0円	713,020円
過失割合	100%	0%
賠償額	713,020円	0円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、713,020円を支払うこととする。

提案理由

損害賠償の額を決定し、及び和解するため提案するものである。